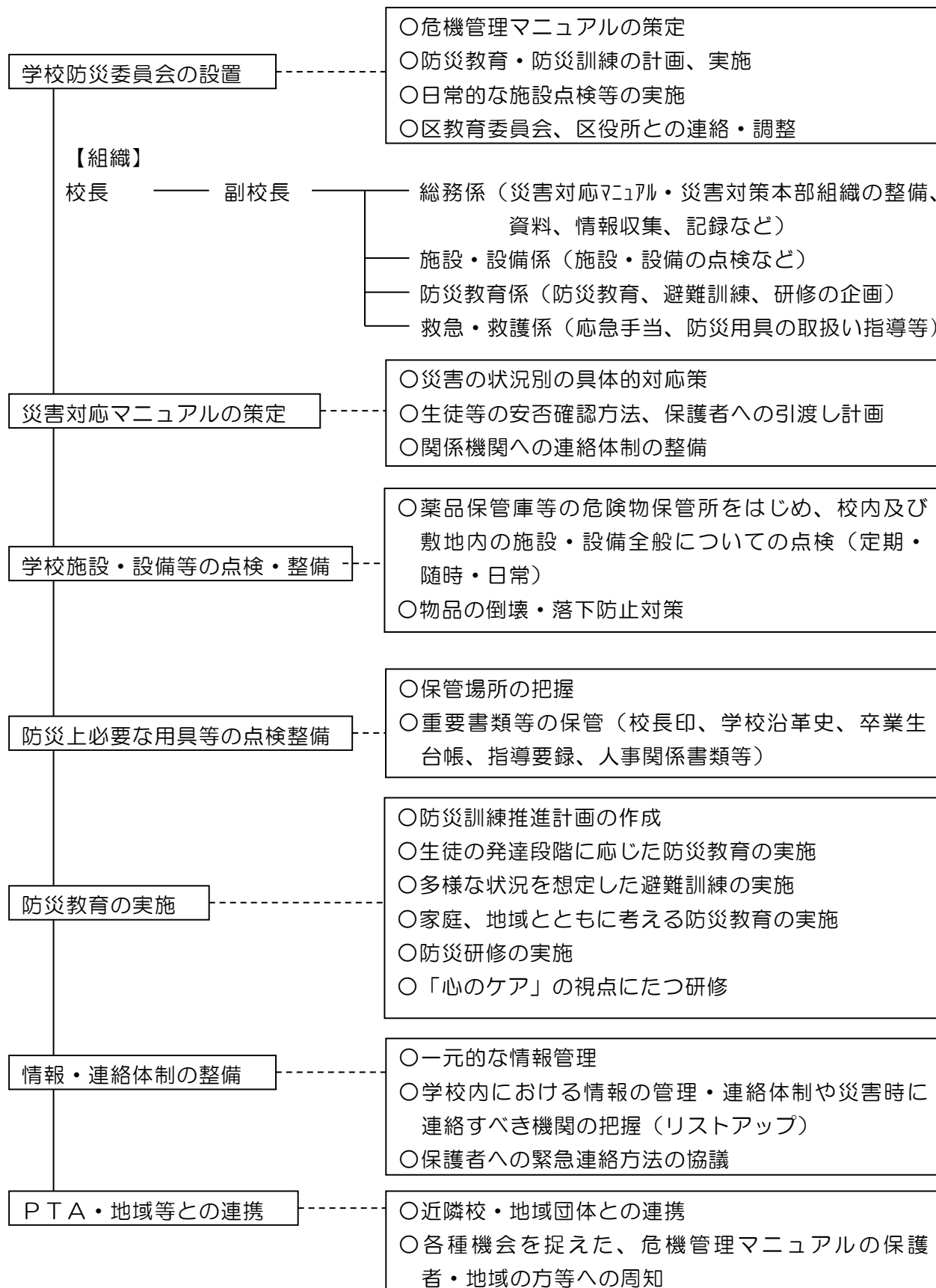
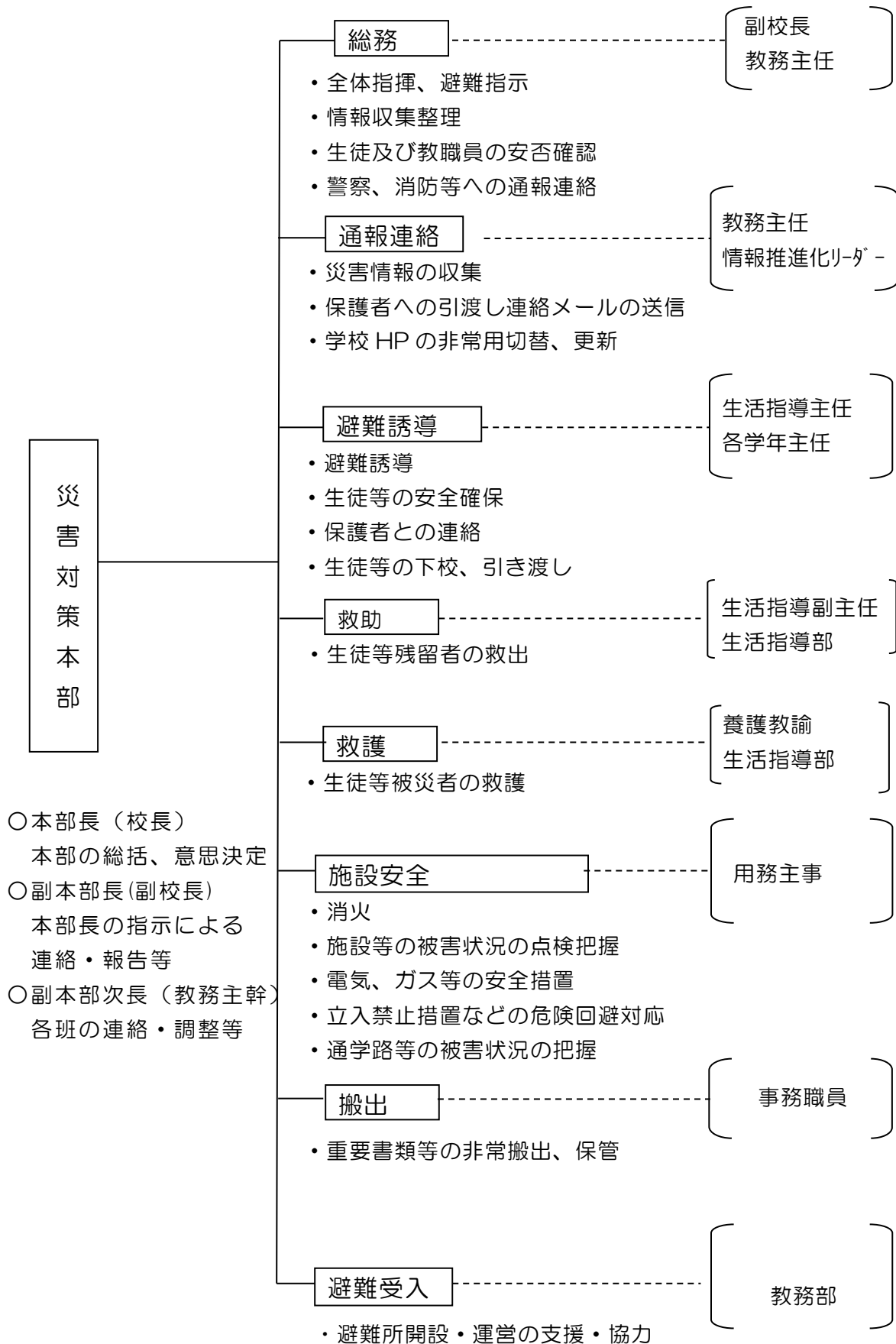


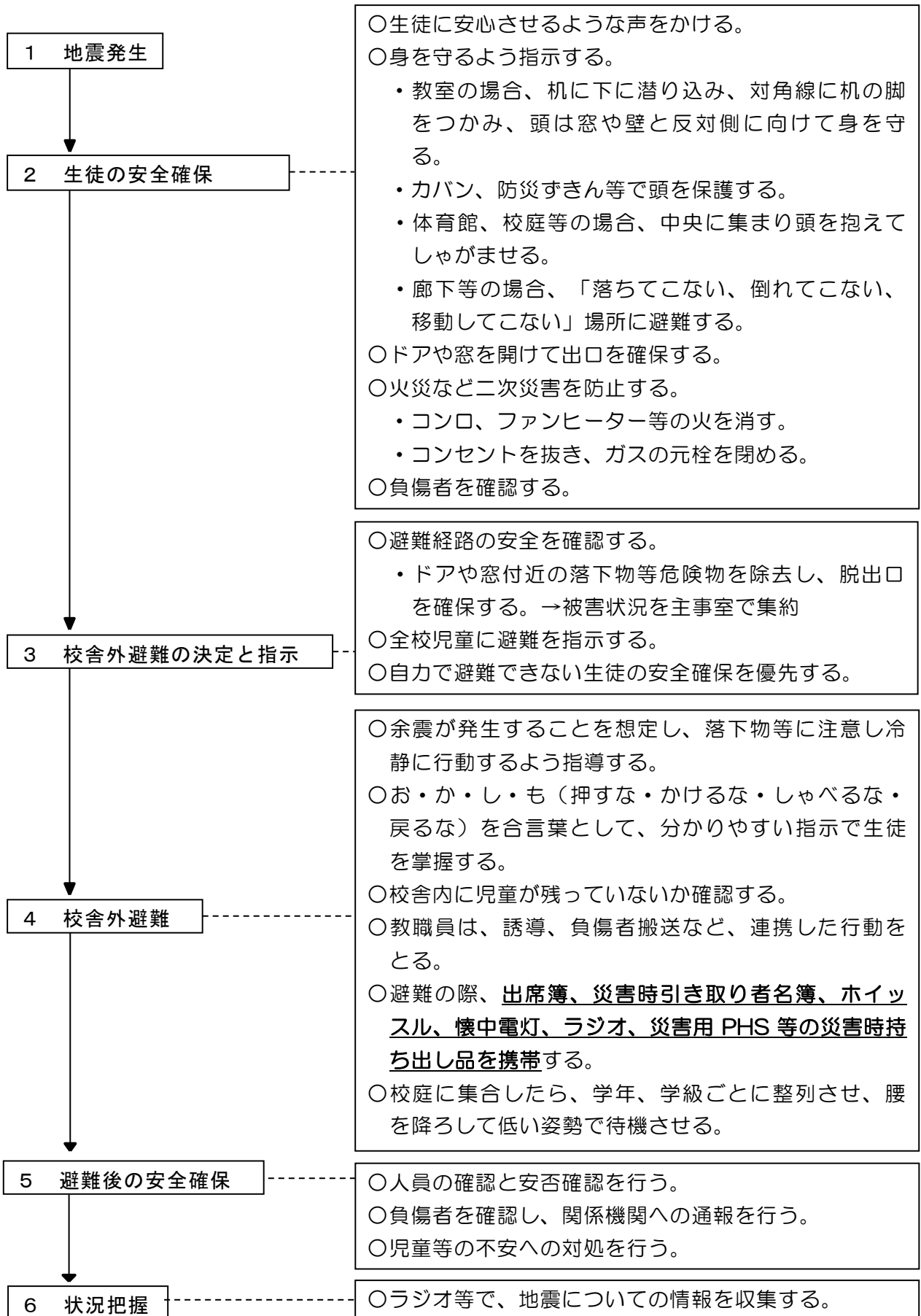
## (1) 日常的な学校防災活動



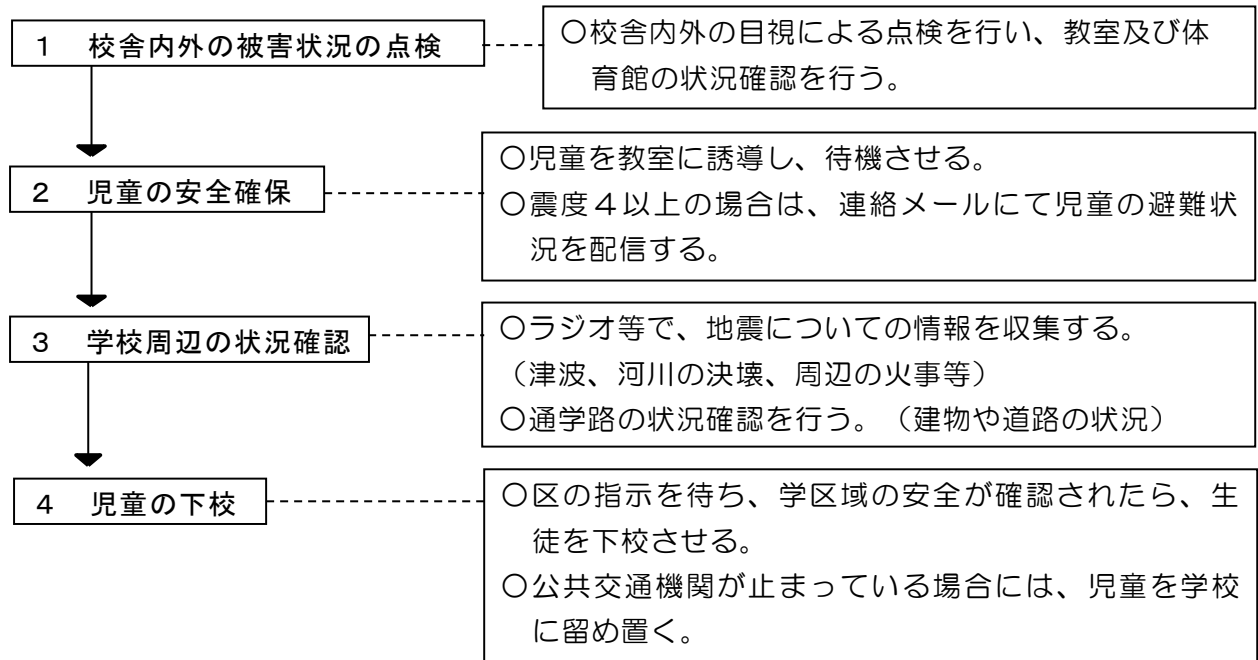
## (2) 学校災害対策本部組織



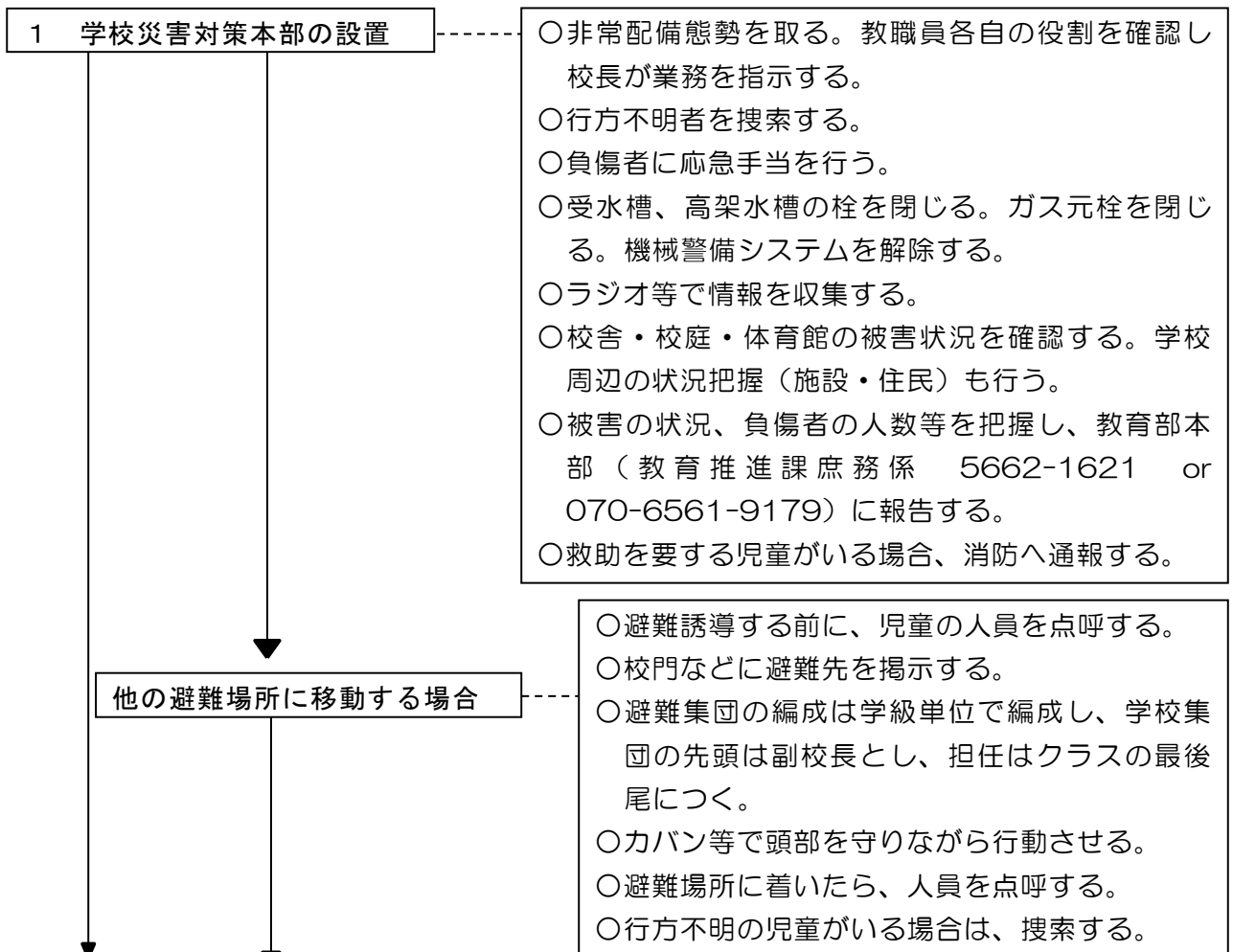
### (3) 教職員在校時に発災した場合の対応

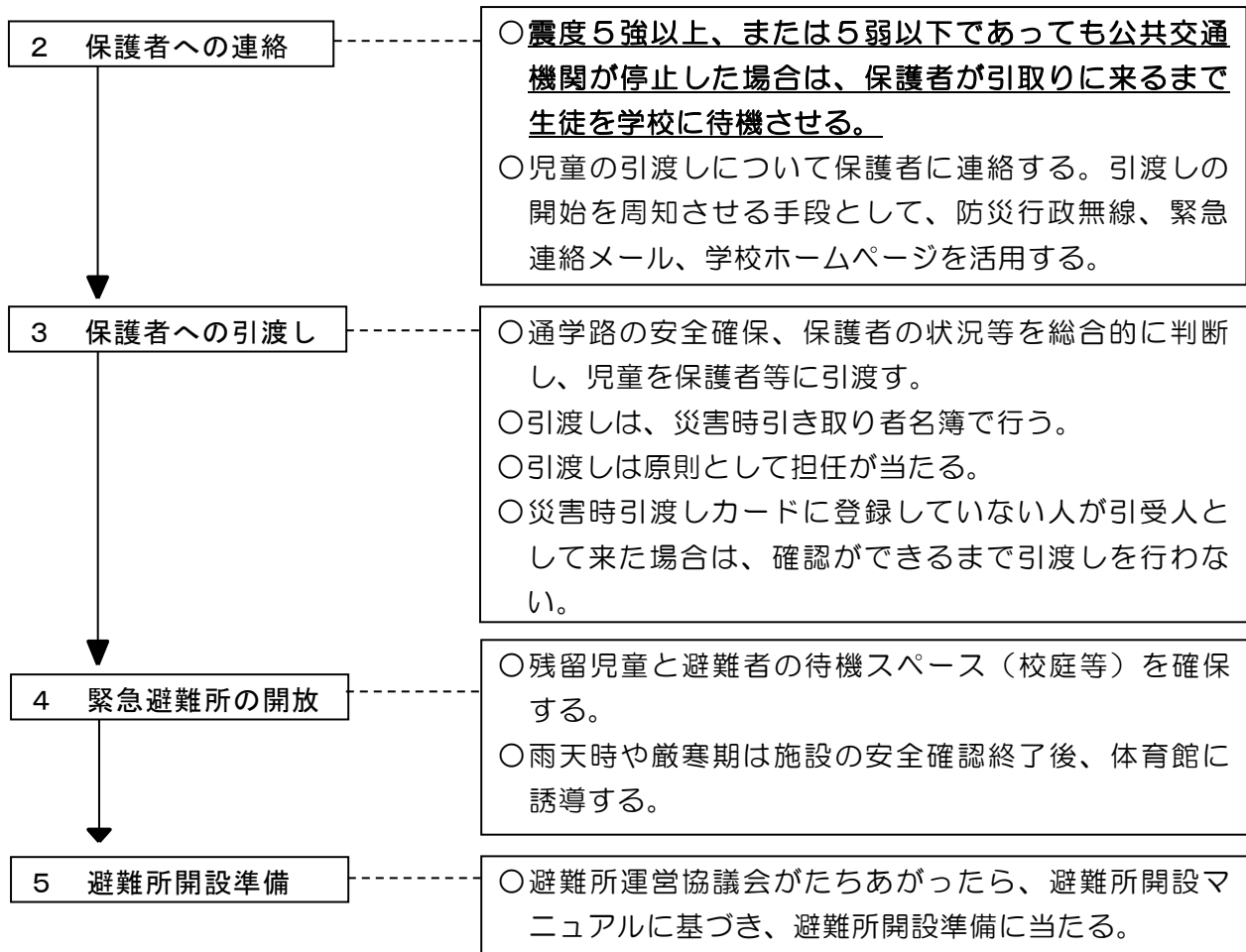


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

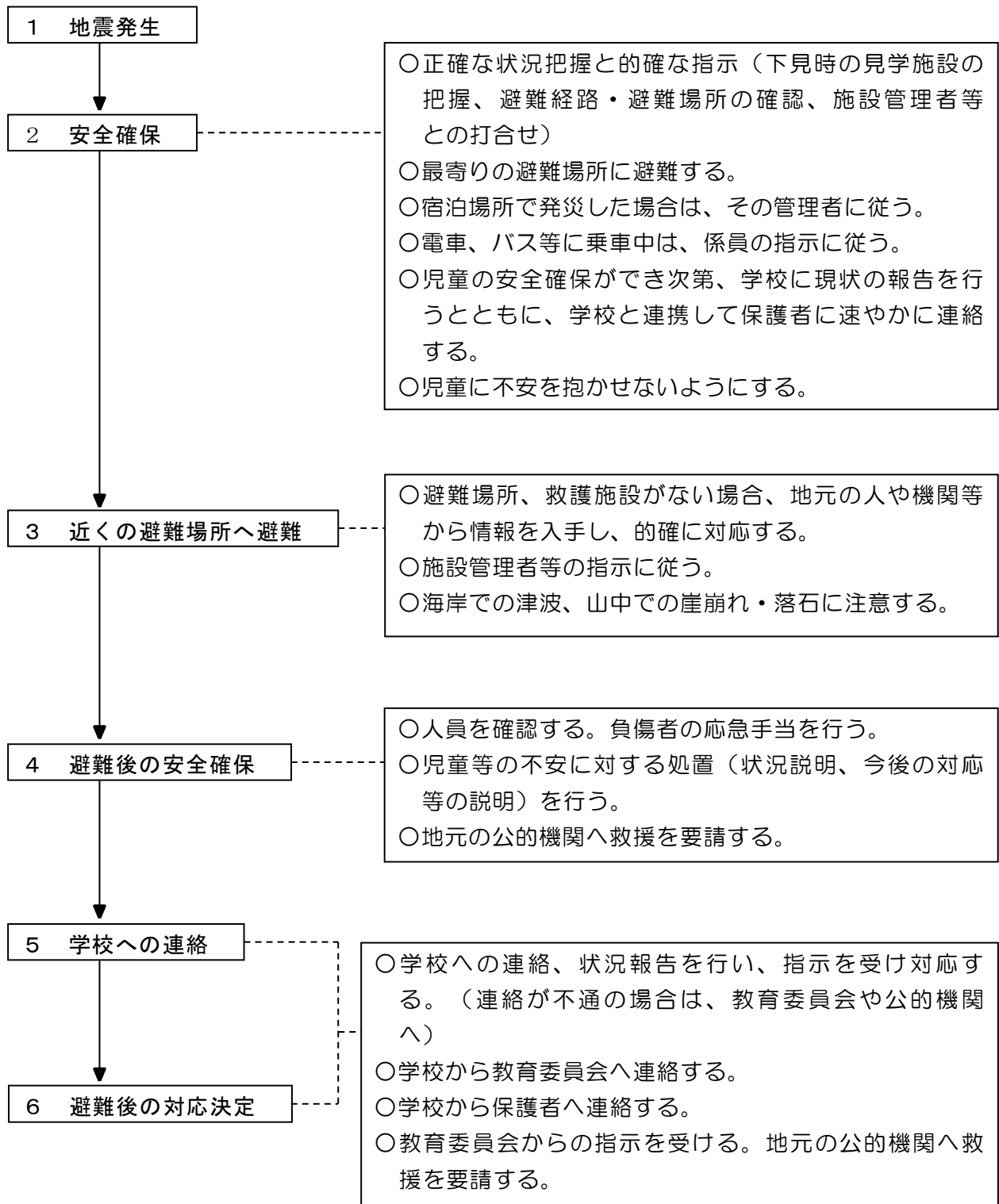


イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

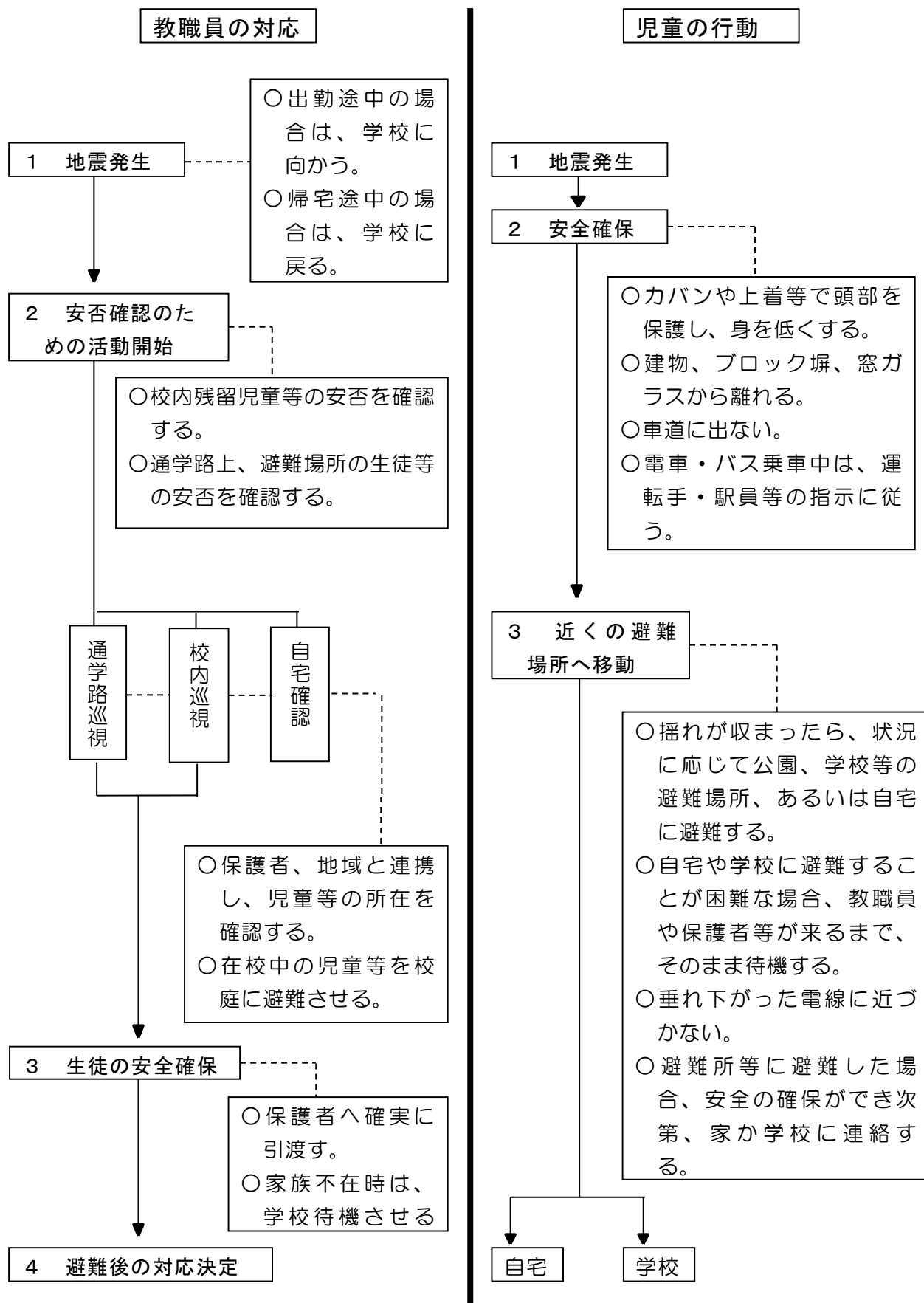




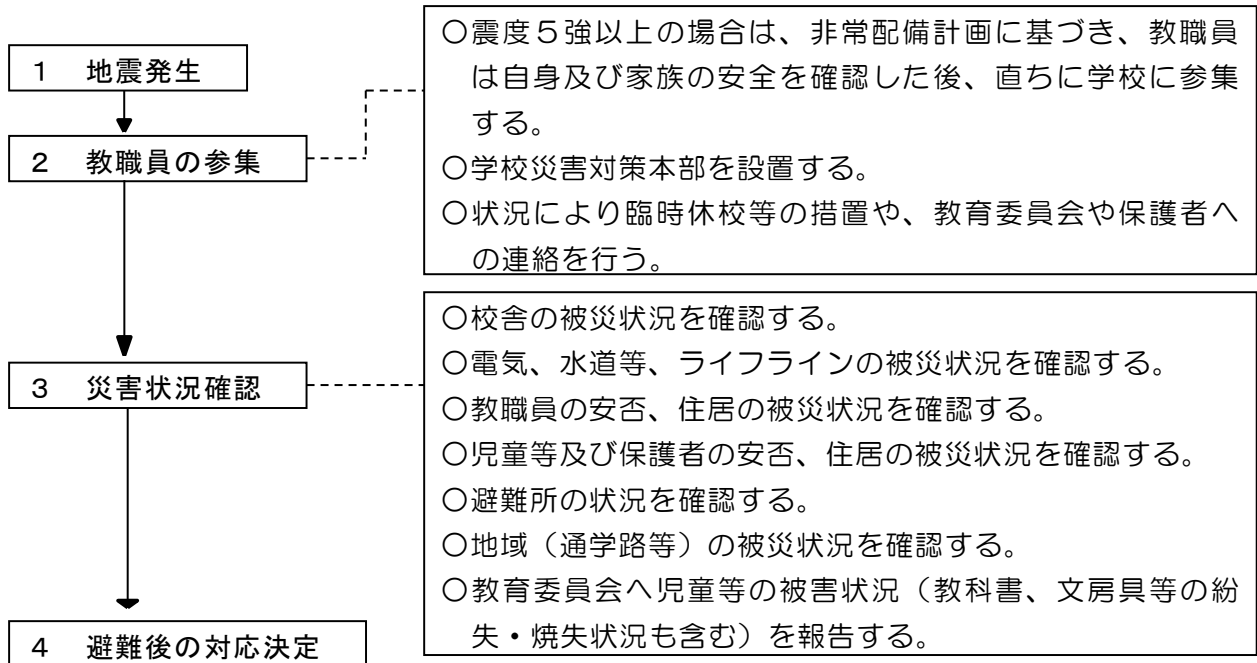
## (4) 校外活動中に発災した場合の対応



## (5) 登下校時に発災した場合の対応



## (6) 教職員在校時外の対応



## (7) 学校教職員非常配備計画

時間の流れ →

地震	勤務時間内 発災	非常配備態勢	平常時の 態勢
	勤務時間外 発災		

震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

[1] 生徒・職員の安否確認及び保護者への引渡し

- ① 在校する児童の安全確保
- ② 外出している生徒の安全確保
- ③ 教職員の安全確保
- ④ 保護者への引渡し連絡

[2] 被害状況の確認

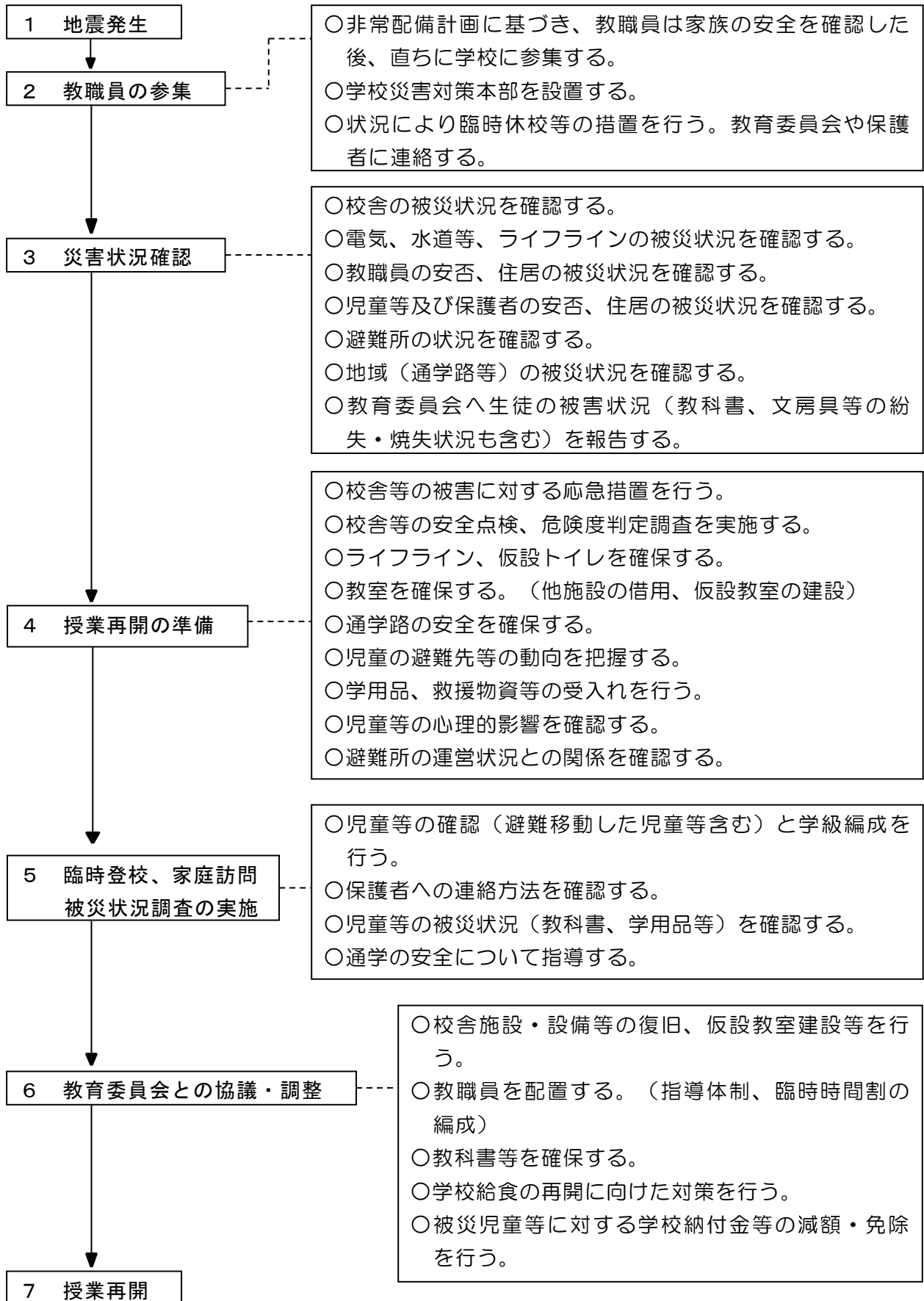
- ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ② 建物および施設周辺の状況確認
- ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

\* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照



## (8) 授業再開に向けた対応マニュアル



## (9) 警戒宣言発令時の対応

### 1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動に切り替え、児童に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

### 2 警戒宣言が発せられた場合の措置

#### (1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童は校内で保護する。

#### (2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

#### (3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、児童は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
  - ※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

#### (4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

#### (5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

## (10) 主要連絡先一覧

### ① 公的機関

区教委指導室	5662-1634
小岩警察署	3671-0770
小岩消防署	3677-0119
小岩消防署南小岩出張所	3673-0119

### ② 医療機関

江戸川病院	3673-1221
-------	-----------

### ③ 学区内避難所

一次避難所	南小岩小学校	3657-1565	
地域拠点	〇〇事務所		【電話番号】
食品等集積地	〇〇区民館		【電話番号】
緊急医療救護所	小岩健康サポートセンター	3658-5798	

## ◎ 留意事項

### 0. 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室内の「児童出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導しているとき）… 教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

#### 1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 児童を廊下に出し、2列に並ばせる。

#### 2. 避難中

- (1) 火が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。  
(待たせない)

#### 3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに並ばせる。
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任(教科担任)は、確認票に不在児童の数と名前を書いて副校長に報告する。  
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」  
\*「欠席」とは、その時点での不在生徒のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）  
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）… 児童は自主的に判断して、避難を行う。

#### 1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

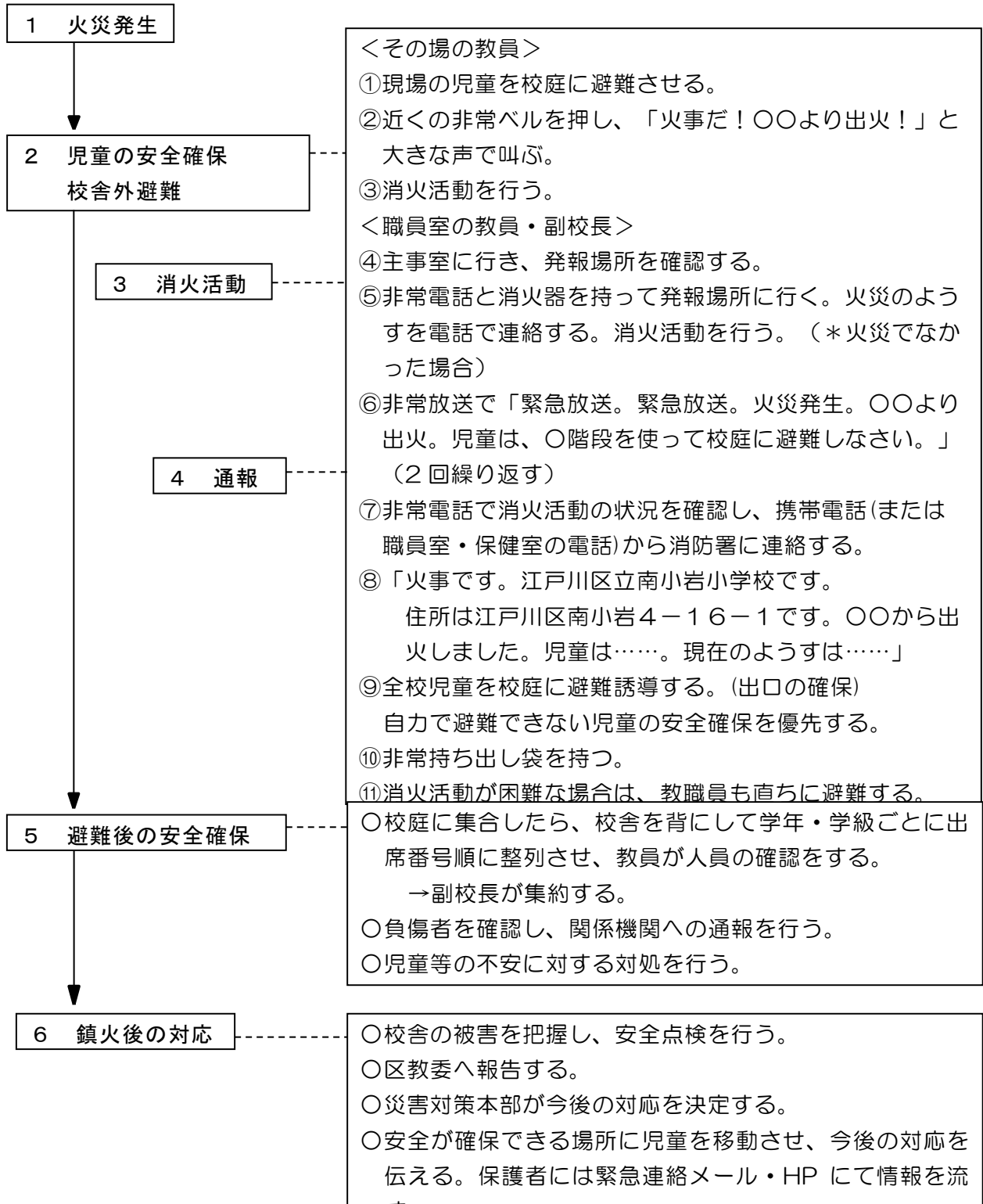
#### 2. 避難中

- (1) 火が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通過して移動する。

#### 3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに並び。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

## 火災発生時の基本的対応要領



\*火災でなかった場合

非常ベルが間違っって押された場合には、主事室の

警報盤横の

マニュアルにより復旧作業を行う。

## ◎ 留意事項

### 0. 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「児童出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導している時）… 教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

#### 1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 児童を廊下に出し、2列に並ばせる。

#### 2. 避難中

- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。  
(待たせない)
- (3) 最後のクラスが避難したら、担当者が防火扉を閉める。

#### 3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして(火を見せない)、クラスごとに並ばせる。  
\* 少人数指導の場合もクラスごとに並ばせる。
- (2) 担任(または教科担任)が、児童の肩を叩いて点呼を行い、その場にしゃがませる。
- (3) 担任(または教科担任)は、確認票に不在児童の数と名前を書いて副校長に報告する。  
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」  
\* 「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。(欠席・早退・遅刻・公欠を含む)  
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していない時）… 児童は自主的に判断して、避難を行う。

#### 1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

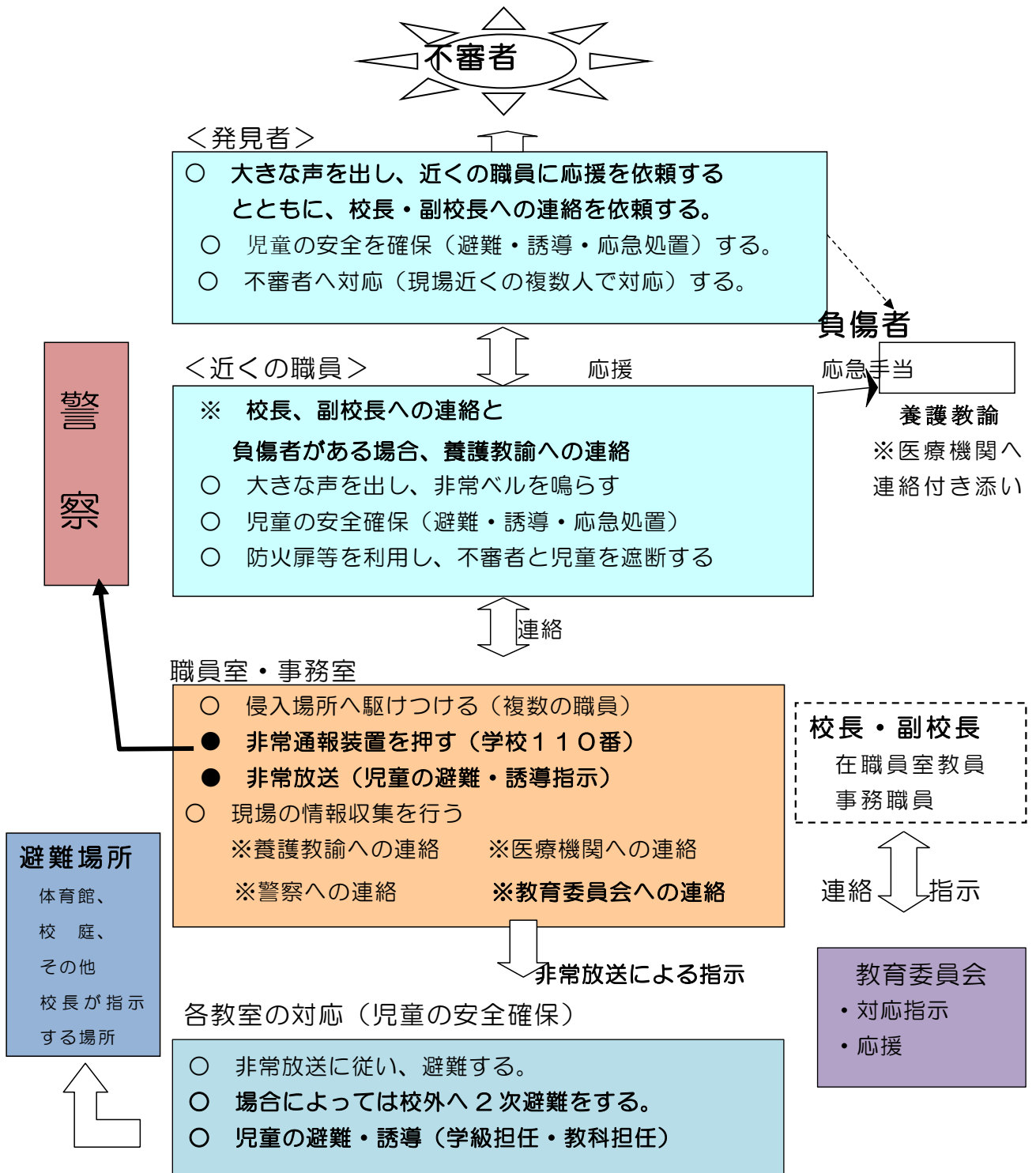
#### 2. 避難中

- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通過して移動する。

### 3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

# 1. 第1次対応（不審者発見時の対応）

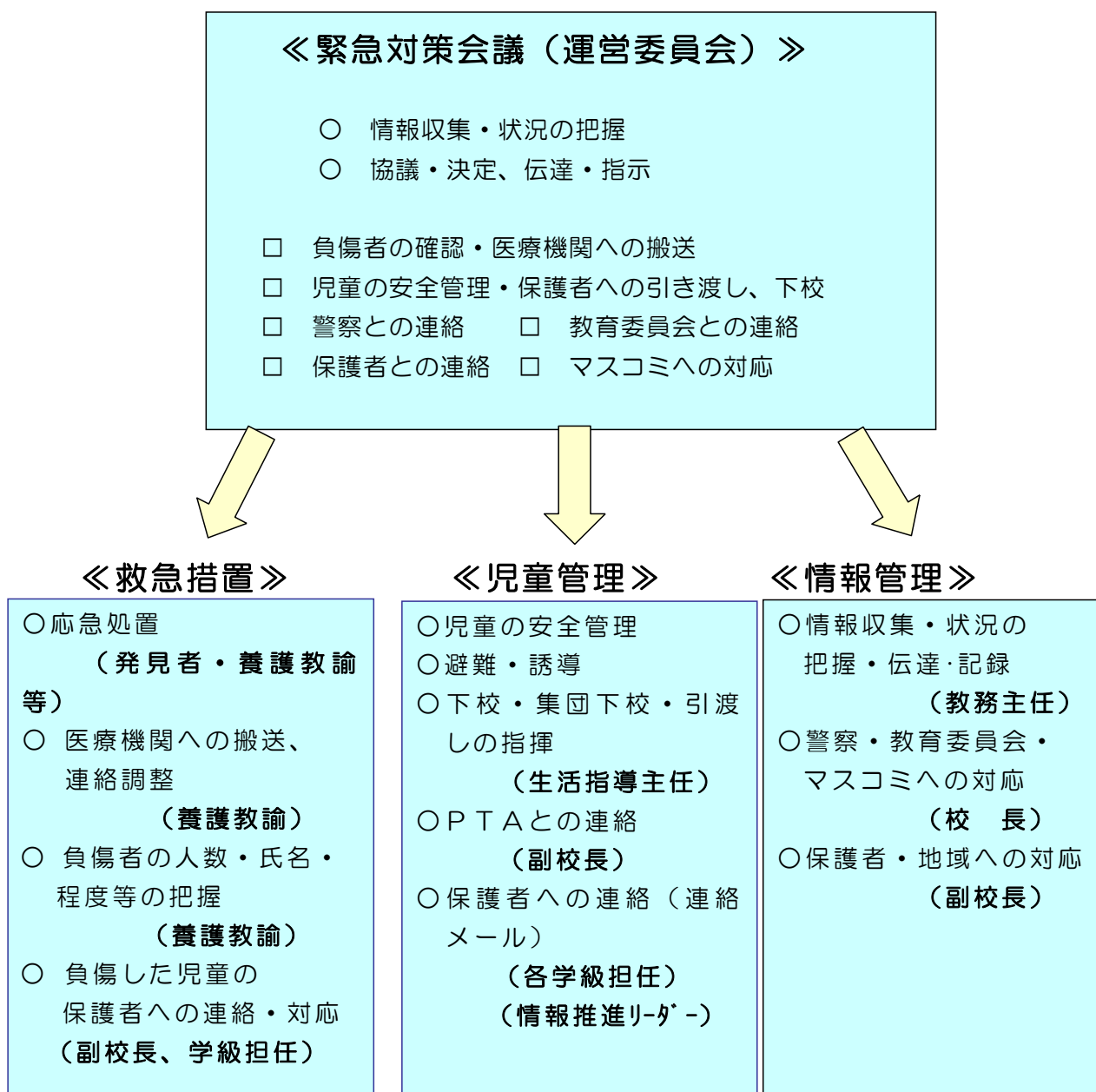


## ※警察への通報

通常は、〇〇警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

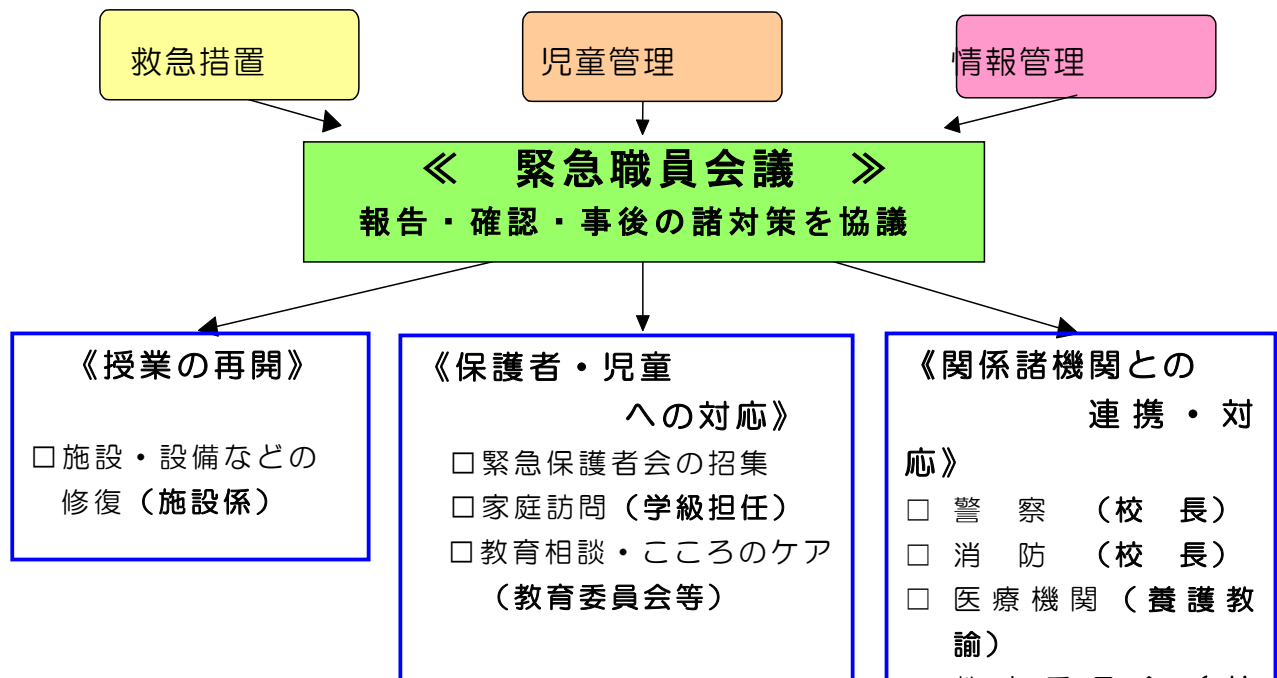


## 2. 第2次対応（事件直後の対応）



※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。  
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものと  
する。

### 3. 第3次対応（事件後の対応・措置）



### 4. 児童の避難誘導

1 教職員の誘導體制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留児童の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

## 5. 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。

児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担当	主な役割
総指揮	校長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、 校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
連絡	教務主任	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の児童の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防 御	専科教員	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、児童の安全確保
救 護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

## 6. その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

## 緊急通報マニュアル

### 1. 警察を要請する場合（不審者等）

◎「110」または「3671-0110(小岩警察署)」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立南小岩小学校です。」

「住所は江戸川区南小岩4-16-1」

「電話番号は、03-3657-1565」

「状況は\_\_\_\_\_、不審者の状況は\_\_\_\_\_、  
刃物等は\_\_\_\_\_、けが人は\_\_\_\_\_名、

### 2. 救急車を要請する場合

◎「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立南小岩小学校です。」

「住所は江戸川区南小岩4-16-1です。」

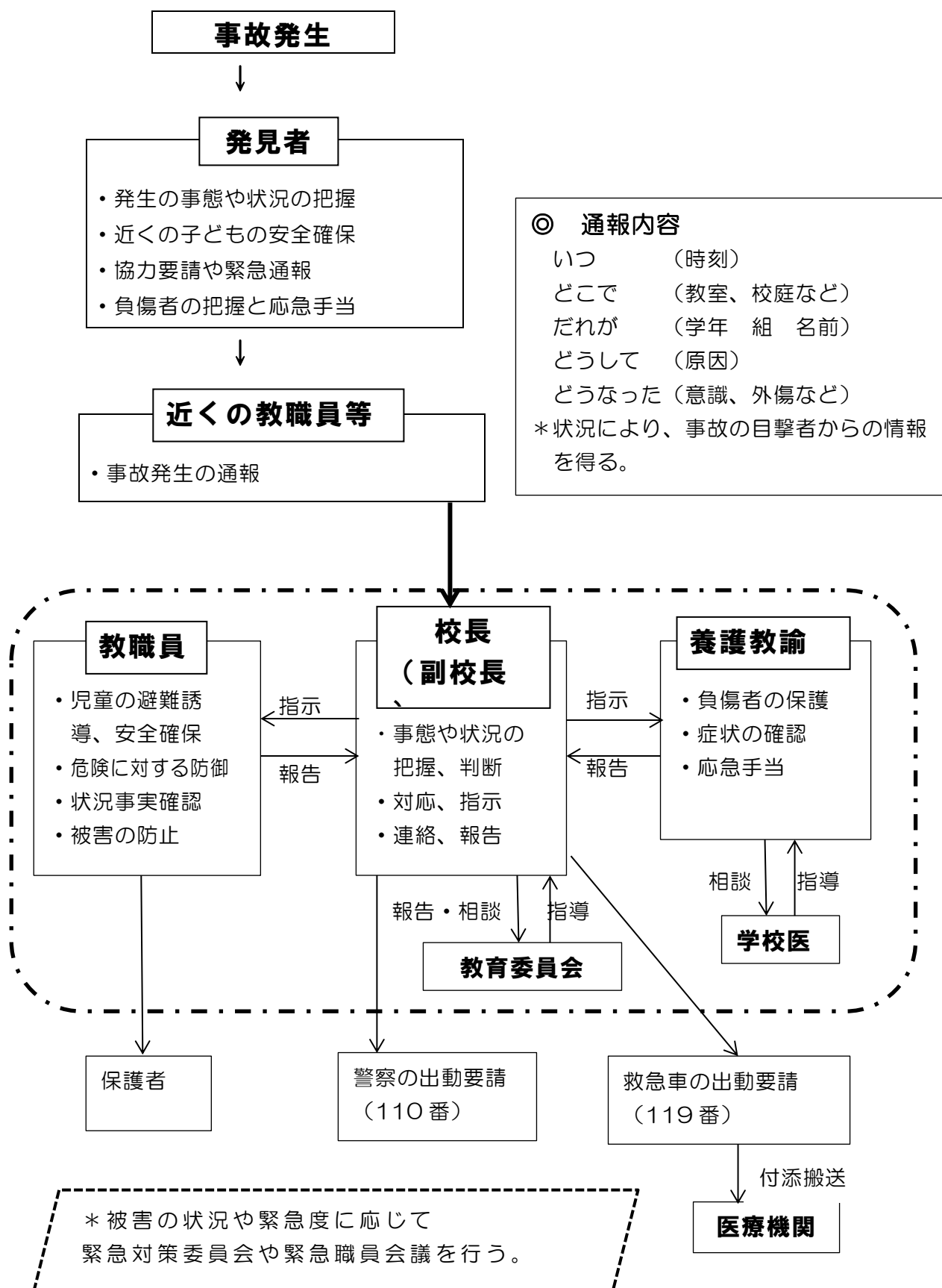
「電話番号は、03-3657-1565です。」

「けが人(病人)は○年生、男子(女子)○名」

「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

# 1. 事故現場での対応体制



## 2. 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事態や状況の把握、判断</li> <li>・ 副校長、教職員、養護教諭等への指示</li> <li>・ 防御、避難誘導の指示</li> </ul>
通報連絡	副校長 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急車の出動要請</li> <li>・ 警察の出動要請</li> <li>・ 保護者への連絡</li> <li>・ 教育委員会への報告</li> <li>・ 報道機関との対応</li> <li>・ 記録</li> </ul>
避難誘導	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難場所への誘導</li> <li>・ 避難場所での安全確保</li> </ul>
防 御	専科教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力の抑止と被害の防止</li> </ul>
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の保護</li> <li>・ 症状の確認</li> <li>・ 応急手当</li> <li>・ 健康状態の把握</li> <li>・ 心のケア</li> </ul>

## 3. 事故発生後の報告と事後処理

### (1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



### (2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期にわたって保存する。

### (3) 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般児童への指導

- ・一般児童が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。

## 緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合

◎「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立南小岩小学校です。」

「住所は江戸川区南小岩4-16-1です。」

「電話番号は、03-3657-1565です。」

「けが人(病人)は 小学〇年生、男子、(けがの起きた状況)」

「症状、けがの状態は \_\_\_\_\_」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

# 熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。  
落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。  
最初の措置が肝心です。

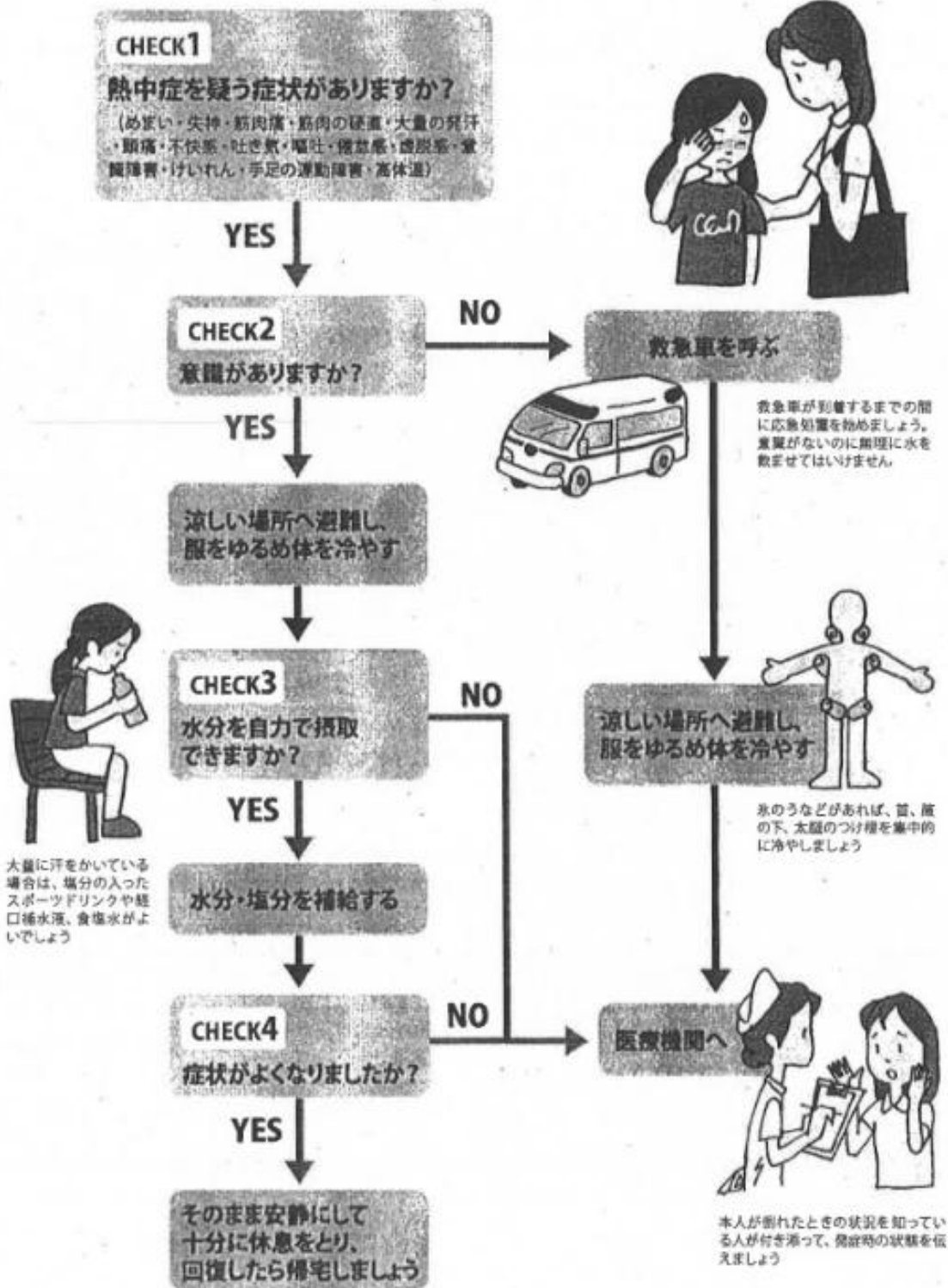


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか



熱中症の危険信号として、次の症状が生じている場合には積極的に重症の熱中症を疑うべきでしょう。

### 熱中症の危険信号

- ・高い体温
- ・赤い・熱い・乾いた皮膚  
(全く汗をかかない、触るととても熱い)
- ・ズキンズキンとする頭痛
- ・めまい、吐き気
- ・意識の障害  
(応答が異常である、呼びかけに反応がないなど)

### 運動に関する指針



気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子ども場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動 や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息 をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性 がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水 分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水 分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注 意。

(公財)日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より